

国立大学法人東京農工大学図書館運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学図書館運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学図書館運営規則</p> <p>平成16年4月7日 16図経教規則第1号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(館長)</p> <p>第3条</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>5～6 省略</p> <p>第4条～第11条 省略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>(館長)</p> <p>第3条</p> <p>1～3 省略（現行どおり）</p> <p>4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>5～6 省略（現行どおり）</p> <p>第4条～第11条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この規則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p> <p><u>2</u> <u>第3条第4項の規定にかかわらず、平成22年4月1日付けで図書館長となる者の任期は、平成23年3月31日までとする。</u></p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（22図規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。